

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の各申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和41年6月を2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月1日から同年11月1日まで
② 昭和48年1月1日から同年10月1日まで
③ 昭和49年1月1日から同年8月1日まで

私は、A社にB職として勤務していた期間のうち、すべての申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。

厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書を所持しているため、すべての申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、すべての申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち昭和41年6月の標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち昭和41年6月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和41年1月から同年5月までの期間及び同年7月から同年10月までの期間、申立期間②並びに申立期間③の標準報酬月額については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人が所持する給与明細書における報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を超える額であると認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年11月11日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年12月23日まで

私は、昭和10年ごろから20年12月23日までの期間においてA社C事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 B社C事業所から提出された申立人に係る経歴証明書により、申立人が同事業所に昭和13年2月27日に入社し、20年11月10日までの期間において勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人のA社C事業所に係る記号番号が払い出されていることが認められるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和17年2月1日であることが確認できる。

さらに、前述の払出簿において、厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同日付けで払い出されている複数の同僚は、オンライン記録において、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法が施行された

昭和 17 年 6 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、前述の複数の同僚について厚生年金保険の被保険者記録が認められる一方、申立人の被保険者記録は確認することができないところ、当該被保険者名簿には厚生年金保険手帳記号番号が多数欠落していることが確認でき、当該被保険者名簿について事務センターに照会した結果、「当該被保険者名簿は昭和 21 年ごろに書き換えられたものであるが、書換えがなされる前の被保険者名簿については保管されておらず、確認できないが、申立人は書換え前に被保険者資格を喪失したものと推認できる。」と回答している。

なお、労働者年金保険法は、昭和 17 年 1 月に施行された後、適用準備期間を経て同年 6 月から保険料の徴収が開始されており、前述の払出簿において確認できる申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日である同年 2 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であることが定められている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 11 月 11 日とすることが妥当である。

また、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 11 月 11 日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 20 年 11 月 12 日から同年 12 月 23 日までの期間については、前述の申立人に係る経歴証明書から判断すると、申立人の A 社 C 事業所における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 684

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月12日は15万円、同年12月27日は30万円、19年8月11日は12万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②、③及び④に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月1日から同年6月1日まで
② 平成17年8月12日
③ 平成17年12月27日
④ 平成19年8月11日

ねんきん定期便で確認したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額及び標準賞与額について、申立期間①は、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料の「納付額」に比べて高い金額の保険料が給与から控除されていること、申立期間②、③及び④は、賞与が支払われているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いことが判明した。

私は、すべての申立期間の給与明細書を保管しているので、報酬額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(28万円)を超える報酬月額(40万円)の支払いを受けている一方、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(41万円)より低い標準報酬月額(38万円)に見合う厚生年金保険料(3万2,965円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書に記載された報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ていなかったこと、及び控除額を誤ったため、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料額を控除していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③及び④については、申立人が所持する給与明細書及び事業主の供述から、申立人は平成17年8月12日、同年12月27日、19年8月11日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、給与明細書の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間②は15万円、申立期間③は30万円、申立期間④は12万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張

する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 685 (事案 217 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 26 年 2 月 15 日まで

私は、A社B事業所に勤務していた期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない期間（昭和 24 年 5 月 1 日から 26 年 2 月 15 日までの期間）について、記録を訂正してほしいと申し立てたところ、年金記録の訂正が必要であるとの通知を得たが、同社B事業所に勤務していた、前回の申立期間を含む昭和 19 年 10 月 1 日から 26 年 2 月 15 日までの期間について、厚生年金保険第1種被保険者とされていることに納得できない。

私は、実際には坑内で勤務しており、厚生年金保険第3種被保険者であったと考えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、前回の申立てにおいて、昭和 24 年 5 月 1 日から 26 年 2 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないのは納得できないとして申し立てたところ、A社の在籍証明書及び人事記録並びに雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務（昭和 26 年 2 月 15 日にA社B事業所から同社C事業所に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 24 日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、前回記録訂正が行われた期間を含む昭和 19 年 10 月 1 日から 26 年 2 月 15 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録における被保険者種別が第1種被保険者とされていることから、これを第3種被保険者に訂正してほしいとして、再度申し立てている。

2 申立人が所有するA社における職歴を確認できる人事記録の写し及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社B事業所の

D職として坑内勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者種別を記す「坑内夫其ノ他」の欄には「其ノ他」と記載されているところ、同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の備考欄には第3種被保険者へ種別変更された時期を記したと認められる「26. 9. 1内へ」との記載があり、当該名簿における昭和26年9月1日は、オンライン記録における第1種被保険者から第3種被保険者へ種別変更している日付と一致している。

また、申立人が記憶する同職種の同僚のうち、前述のB事業所に係る被保険者名簿において、申立人と同様に厚生年金保険第1種被保険者として資格取得した後、昭和27年12月1日に第3種被保険者へ種別変更されていることが確認できる者は、第1種被保険者とされている期間について、「私がD職として坑内勤務した期間は炭鉱のE課が間違っって第1種被保険者として届けていた。」と供述している。

さらに、申立人の第3種被保険者への種別変更と認められる記録が記載されている前述のC事業所に係る被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている4人の同僚についても、「坑内夫其ノ他」欄及び備考欄に申立人と同様の記載があり、当該被保険者名簿の種別変更日はオンライン記録と一致していることから判断すると、当該事業所において、申立人及び当該同僚は、厚生年金保険被保険者の資格を第1種被保険者として取得した後に、坑内員として第3種被保険者に種別変更する取扱いが行われていたことがうかがえる。

加えて、A社に照会したところ、「申立内容について確認できる関係資料が無いため、申立てどおりの届出を行ったかどうかなど当時の状況は不明である。」との回答であり、申立人の申立期間における被保険者種別の状況を確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 686 (事案 412 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から29年1月1日まで

私は、A社からの要請によって昭和26年9月1日に入社し、63年6月に定年退職するまでの期間(442か月間)において、同社B支店C事業所(現在は、A社D支店)等に勤務した。

しかしながら、厚生年金保険の被保険者期間は413月となっていたため、不足している29月について平成19年8月6日に申し立てたところ、年金記録確認第三者委員会の決定により、21年1月6日付けで、昭和29年1月の1か月のみ記録訂正が認められたものの、入社した26年9月からE職となる前の28年12月までの期間については、年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知を受けた。

当該通知後、昭和26年9月から28年12月までの期間の記録訂正を求めて再度申し立てたが、平成22年1月18日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知を受けた。

これまでの経過を私がA社D支店に説明したところ、今回同社D支店が「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」を新たに年金事務所に提出したとのことなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は昭和26年9月1日から29年2月1日までの期間に係る初回の申立てにおいて、29年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる一方で、26年9月1日から28年12月31日までの期間については、A社D支店が提出した社員名簿において、当該期間は申立人がE職になる前の期間であることが確認できるところ、同社B支店に勤務していたとする複数の同僚が、「E職になったときから厚生年金保険の被保険者になったと思う。」と供述してい

ることなどから判断すると、事業主は、当該期間について健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていなかったことが推認されるとともに、厚生年金保険料を控除していたとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、昭和 26 年 9 月 1 日から 29 年 1 月 1 日までの期間に係る再度の申立てにおいても、当該期間について、同僚の供述、A 社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得時期及び雇用保険被保険者資格の取得時期等から判断すると、当該事業所は、当時、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえることから、厚生年金保険料を控除していたとは認められないとして、再度、当委員会の決定に基づき、平成 22 年 1 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人がこれまでの経過を A 社 D 支店に説明したところ、同社 D 支店は、申立人について、前述の社員名簿において確認できる入社日である昭和 26 年 9 月 7 日を資格取得日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、及び前述の社員名簿において確認できる F 職（E 職）になった日である 29 年 1 月 1 日を資格喪失日とする同資格喪失届を年金事務所に提出するとともに、初回申立てにおいて認められた同日から同年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額に基づいて、今回の申立期間についても標準報酬月額 8,000 円とする旨の算定資料を年金事務所に提出しており、当該状況に基づいて申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めしてほしいとして再度申し立てている。

3 しかしながら、厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書から、前述の資格取得届及び喪失届に基づき申立人に係る記録の追加が行われたことが確認できるものの、上記資格取得届及び喪失届は、政府が届出期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 4 月 13 日に、A 社 D 支店から届け出られていることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により保険給付には反映されない記録となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険の被保険者から保険料を控除していたことが要件とされているが、今回の申立てにおいても、事業所は、「申立期間において申立人の給与から保険料を控除したか否かは不明、申立てどおりの届出を行ったか否かは不明、申立期間に係る保険料納付をしたか否かは不明。」と回答している上、申立人も申立期間に係る保険料控除が確認できる給与明細書等の新たな資料を所持しておらず、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 1 月 1 日から 35 年 2 月 29 日までの期間においてA社(後の、B社)にC職として勤務し、D業務、E業務及びF業務に従事した。厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人、同僚及びB社の代表者の供述から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の代表者は、「申立人に係る人事記録を保存していない。」旨回答していることから、申立人に係る勤務期間を特定することができず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、同僚らは、「当時、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者資格の取得時期は当該同僚らが勤務を開始したとする時期と一致しておらず、継続して勤務していたとする期間についても、長期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない期間が認められる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が継続して確認できる従業員は男性3人のみであり、女性は一人も確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において確認できる申立期間当時の被保険者数は9人であるところ、同僚らの供述から推認される当時の従業員数が約20人

であることが確認できることなどから判断すると、当時、A社においては、従業員の勤務期間について、必ずしもすべての勤務期間を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、必ずしも従業員の全員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。